

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドの改定 新旧対照表

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド  
 (改定 平成 28 年 7 月 27 日 原規規発第 1607274 号 原子力規制委員会決定) (下線部は改定部分)

改 定 案	現 行
<p>制定 平成 2 5 年 6 月 1 9 日 原規技発第 13061920 号 原子力規制委員会決定                      改定 平成 2 6 年 8 月 6 日 原規技発第 1408064 号 原子力規制委員会決定  <u>改定 平成 2 8 年 7 月 2 7 日 原規規発第 1607274 号 原子力規制委員会決定</u></p> <p>発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドについて次のように定める。</p> <p>平成 2 5 年 6 月 1 9 日</p> <p>原子力規制委員会</p> <p>発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドの制定について</p> <p>原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドを別添のとおり定める。                      なお、規制等業務の当面の実施手順に関する方針（原規総発第 120919097 号） 2. (2) の規定に基づき旧原子力安全・保安院より</p>	<p>制定 平成 2 5 年 6 月 1 9 日 原規技発第 13061920 号 原子力規制委員会決定                      改定 平成 2 6 年 8 月 6 日 原規技発第 1408064 号 原子力規制委員会決定</p> <p>発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドについて次のように定める。</p> <p>平成 2 5 年 6 月 1 9 日</p> <p>原子力規制委員会</p> <p>発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドの制定について</p> <p>原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドを別添のとおり定める。                      なお、規制等業務の当面の実施手順に関する方針（原規総発第 120919097 号） 2. (2) の規定に基づき旧原子力安全・保安院より</p>

改 定 案	現 行
<p>継承されている「原子力発電設備に係る工事計画の運用について（内規）」（平成17・12・22原院第2号（平成17年12月27日原子力安全・保安院制定））及び「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価について（要請）」（平成21・07・27原院第1号（平成21年8月12日原子力安全・保安院制定））は、以後用いない。</p> <p>附 則 この規程は、平成25年7月8日より施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成26年8月6日より施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成28年7月27日より施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>1) (略)</p> <p>2) (略)</p> <p>3) (略)</p>	<p>継承されている「原子力発電設備に係る工事計画の運用について（内規）」（平成17・12・22原院第2号（平成17年12月27日原子力安全・保安院制定））及び「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価について（要請）」（平成21・07・27原院第1号（平成21年8月12日原子力安全・保安院制定））は、以後用いない。</p> <p>附 則 この規程は、平成25年7月8日より施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成26年8月6日より施行する。</p> <p style="text-align: center;">発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>1) (略)</p> <p>2) (略)</p> <p>3) (略)</p>

改 定 案	現 行
<p>A. (略)</p> <p>B. (略)</p> <p>C. 改造</p> <p><u>機器等の主要仕様表</u> (以下「<u>要目表</u>」という。) の記載を変更し、機器等を新たなものへ変更する工事の他、機器等の実物の変更を伴わない容量の変更及び号機間での機器等の共用化を行うもの並びに既に設置されている機器の撤去又は台数及び容量を変更する工事も改造の工事とみなす。また、「基本設計方針、適用基準又は適用規格 (以下「基本設計方針等」という。) の変更」についても規則別表第1において改造として認可対象としており、機器等の実物の変更を伴わない場合でも、新たな基準等に対応するために基本設計方針等の記載事項を変更する必要がある場合は、認可手続きが必要となる。その場合には、新たな基本設計方針等に基づく機器等として取り扱いを決定する手続きを工事とみなすこととする。なお、機器等の仕様の変更については、発電用原子炉施設の主要な設備又は機器についての改造について認可の対象とし、その他の改造について届出の対象としている。</p> <p>蒸気タービンにおける「5%以上の定格出力の変更を伴うもの」については、翼の構造を変更する等によって、認可を受けた定格出力から年間を通じて5%以上の出力増加を伴う工事 (冬期の海水温度の低下 (真空度の上昇) により一時期のみ5%以上出力が増加する定格熱出力一定運転を実施する場合を除く。) を対象とする。また、蒸気タービンにおいて車室、円板又は車軸に係る<u>要目表</u>の記載の変更を伴う工事については、部材変更であっても「車室、円板又は車軸の強度の変更を伴うもの」として改造として扱うものとする。</p>	<p>A. (略)</p> <p>B. (略)</p> <p>C. 改造</p> <p><u>工事計画</u>の記載を変更し、機器等を新たなものへ変更する工事の他、機器等の実物の変更を伴わない容量の変更及び号機間での機器等の共用化を行うもの並びに既に設置されている機器の撤去又は台数及び容量を変更する工事も改造の工事とみなす。また、「基本設計方針、適用基準又は適用規格 (以下「基本設計方針等」という。) の変更」についても規則別表第1において改造として認可対象としており、機器等の実物の変更を伴わない場合でも、新たな基準等に対応するために基本設計方針等の記載事項を変更する必要がある場合は、認可手続きが必要となる。その場合には、新たな基本設計方針等に基づく機器等として取り扱いを決定する手続きを工事とみなすこととする。なお、機器等の仕様の変更については、発電用原子炉施設の主要な設備又は機器についての改造について認可の対象とし、その他の改造について届出の対象としている。</p> <p>蒸気タービンにおける「5%以上の定格出力の変更を伴うもの」については、翼の構造を変更する等によって、認可を受けた定格出力から年間を通じて5%以上の出力増加を伴う工事 (冬期の海水温度の低下 (真空度の上昇) により一時期のみ5%以上出力が増加する定格熱出力一定運転を実施する場合を除く。) を対象とする。また、蒸気タービンにおいて車室、円板又は車軸に係る<u>工事計画</u>の記載の変更を伴う工事については、部材変更であっても「車室、円板又は車軸の強度の変更を伴うもの」として改造として扱うものとする。</p>

改 定 案	現 行
<p>D. (略)</p> <p>a. 取替工事  修理の工事において<u>要目表</u>の記載の変更を伴わない範囲で部材等を取り替えるものをいい、「原子炉冷却材圧力バウンダリ」を構成する機器（主蒸気安全弁、主蒸気逃がし安全弁、制御棒駆動機構、予備品（使用前検査又は供用の実績のあるものに限る。）及び消耗品（ボルトを含む。）等を除く。）を工事計画の手続きの対象としている。  補助ボイラーにおいては、安全弁の全体を同一仕様のものに取替える工事（安全弁の部品（弁体又は弁棒等）のみを取り替える工事は含まない。）を「安全弁の取替えを伴うもの」として届出の対象とする。</p> <p>b. 性能又は強度に影響を及ぼす工事  修理の工事において<u>要目表</u>の記載の変更を伴うものをいう。なお、<u>要目表</u>の記載が J I S 規格に基づく「公称値」である場合であって、配管の切削等による工事後の厚さが J I S で定める許容差を差し引いた厚さを超えない範囲の工事は、性能又は強度に影響を及ぼす工事とはみなさない。  ただし、蒸気発生器の施栓は蒸気発生器の性能に影響があるため、<u>要目表</u>の記載の変更を伴わない工事であっても届出の対象とする。  また、蒸気タービンにおいて車室、円板又は車軸の構造又は機能を復元する場合は、<u>要目表</u>の記載の変更を伴わない工事でも改めて強度評価等を確認する必要があるため「車室、円板又は車軸の強度に影響を及ぼすもの」とする。ただし、車室の必要最小肉厚を削り込まない工事、溶接補</p>	<p>D. (略)</p> <p>a. 取替工事  修理の工事において<u>工事計画</u>の記載の変更を伴わない範囲で部材等を取り替えるものをいい、「原子炉冷却材圧力バウンダリ」を構成する機器（主蒸気安全弁、主蒸気逃がし安全弁、制御棒駆動機構、予備品（使用前検査又は供用の実績のあるものに限る。）及び消耗品（ボルトを含む。）等を除く。）を工事計画の手続きの対象としている。  補助ボイラーにおいては、安全弁の全体を同一仕様のものに取替える工事（安全弁の部品（弁体又は弁棒等）のみを取り替える工事は含まない。）を「安全弁の取替えを伴うもの」として届出の対象とする。</p> <p>b. 性能又は強度に影響を及ぼす工事  修理の工事において<u>工事計画</u>の記載の変更を伴うものをいう。なお、<u>工事計画</u>の記載が J I S 規格に基づく「公称値」である場合であって、配管の切削等による工事後の厚さが J I S で定める許容差を差し引いた厚さを超えない範囲の工事は、性能又は強度に影響を及ぼす工事とはみなさない。  ただし、蒸気発生器の施栓は蒸気発生器の性能に影響があるため、<u>工事計画</u>の記載の変更を伴わない工事であっても届出の対象とする。  また、蒸気タービンにおいて車室、円板又は車軸の構造又は機能を復元する場合は、<u>工事計画</u>の記載の変更を伴わない工事でも改めて強度評価等を確認する必要があるため「車室、円板又は車軸の強度に影響を及ぼすもの」とする。ただし、車室の必要最小肉厚を削り込まない工事、溶</p>

改 定 案	現 行																																								
<p>修によって十分な肉厚まで復旧する工事及び強度計算に含めないクラッド溶接又は車軸の中心孔の有無の変更であり強度余裕内で行う工事については対象外とする。</p> <p>以下については、工事計画の記載の変更を伴うが、変更の工事には該当しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称のみを変更するもの。</li> <li>・J I S規格等の呼称変更により工事計画に記載されている材料と呼称は異なるものの同等の仕様の材料を使用するもの。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="394 596 1055 786"> <tr><td>(例)</td><td>・SUS27</td><td>→</td><td>SUS304</td></tr> <tr><td></td><td>・SUS32</td><td>→</td><td>SUS316</td></tr> <tr><td></td><td>・STPT42</td><td>→</td><td>STPT410</td></tr> <tr><td></td><td>・STPG42</td><td>→</td><td>STPG410</td></tr> <tr><td></td><td>・SS41</td><td>→</td><td>SS400</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S I単位の導入により単位を変更するもの(単位換算に伴う数値の端数処理を含む。)</li> </ul> <p>ただし、これらの変更を行った機器等が属する設備について、工事計画の手続きを行う際には、当該変更内容を変更前の設備状況として記載することとする。また、変更の工事には該当するものの、規則別表第1に規定されておらず、工事計画の手続き対象外となっていて、かつ<u>要目表</u>の記載の変更を伴う工事を行った場合も同様とする。</p> <p>また、法第43条の3の15の施設定期検査中及び通常運転中に発見された不具合の状況確認及び原因究明の調査において発生する作業は変更の工事には該当しない。</p> <p>(2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲 工事計画に記載しなければならない事項は、規則第9条第2項又は第12条第2項で発電用原子炉施設の種類に応じて規則別</p>	(例)	・SUS27	→	SUS304		・SUS32	→	SUS316		・STPT42	→	STPT410		・STPG42	→	STPG410		・SS41	→	SS400	<p>接補修によって十分な肉厚まで復旧する工事及び強度計算に含めないクラッド溶接又は車軸の中心孔の有無の変更であり強度余裕内で行う工事については対象外とする。</p> <p>以下については、工事計画の記載の変更を伴うが、変更の工事には該当しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称のみを変更するもの。</li> <li>・J I S規格等の呼称変更により工事計画に記載されている材料と呼称は異なるものの同等の仕様の材料を使用するもの。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1281 596 1942 786"> <tr><td>(例)</td><td>・SUS27</td><td>→</td><td>SUS304</td></tr> <tr><td></td><td>・SUS32</td><td>→</td><td>SUS316</td></tr> <tr><td></td><td>・STPT42</td><td>→</td><td>STPT410</td></tr> <tr><td></td><td>・STPG42</td><td>→</td><td>STPG410</td></tr> <tr><td></td><td>・SS41</td><td>→</td><td>SS400</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S I単位の導入により単位を変更するもの(単位換算に伴う数値の端数処理を含む。)</li> </ul> <p>ただし、これらの変更を行った機器等が属する設備について、工事計画の手続きを行う際には、当該変更内容を変更前の設備状況として記載することとする。また、変更の工事には該当するものの、規則別表第1に規定されておらず、工事計画の手続き対象外となっていて、かつ<u>工事計画</u>の記載の変更を伴う工事を行った場合も同様とする。</p> <p>また、法第43条の3の15の施設定期検査中及び通常運転中に発見された不具合の状況確認及び原因究明の調査において発生する作業は変更の工事には該当しない。</p> <p>(2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲 工事計画に記載しなければならない事項は、規則第9条第2項又は第12条第2項で発電用原子炉施設の種類に応じて規則別</p>	(例)	・SUS27	→	SUS304		・SUS32	→	SUS316		・STPT42	→	STPT410		・STPG42	→	STPG410		・SS41	→	SS400
(例)	・SUS27	→	SUS304																																						
	・SUS32	→	SUS316																																						
	・STPT42	→	STPT410																																						
	・STPG42	→	STPG410																																						
	・SS41	→	SS400																																						
(例)	・SUS27	→	SUS304																																						
	・SUS32	→	SUS316																																						
	・STPT42	→	STPT410																																						
	・STPG42	→	STPG410																																						
	・SS41	→	SS400																																						

改 定 案	現 行
<p>表第2の中欄で定めるものとされており、規則別表第2の中欄において、設備ごとにさらに機器等の単位で記載要求事項を定めている。<u>この規則別表第2に規定されている記載要求事項については、少なくとも技術基準規則への適合性を示す上で必要十分な内容が記載される必要がある、以下では、規則別表第1における設備及び機器等の規定も含めて、機器等の仕様に関する記載要求範囲と設備及び機器等の記載要求範囲に分けて示す。</u></p> <p>1) 機器等の仕様に関する記載要求範囲  規則別表第2の中欄においては、<u>設備別記載事項として、それに係る熱交換器、ポンプ、容器その他の機器等の種類に応じて、名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様を記載することとされており、これらの仕様については、要目表として記載することとする。このうち、個数が複数の機器等については、技術基準規則への適合性の観点で必要な場合は、それぞれの機器等の仕様が分かるよう記載するものとする。また、配管等の「厚さ」、熱交換器（蒸気発生器を含む。）、ポンプ、<u>圧縮機、容器その他の機器等の「容量」及び熱交換器（蒸気発生器を含む。）の「伝熱面積」等については、当該機器等の性能又は強度等が技術基準規則等に適合していることを確認したもの（以下「設計確認値」という。）と公称値を併記することとし、設計確認値の記載については、「〇〇以上」又は「〇〇以下」のように、下限又は上限である旨を明記してもよいこととする。その他、技術基準規則の規定内容に加え、以下の内容を踏まえて記載するものとする。</u></u></p> <p>A. 容量又は注入速度及び揚程又は吐出圧力  通常運転時、設計基準事故時又は重大事故等時等の対応で必要な性能が異なる場合には、要求される性能を列記する必</p>	<p>表第2の中欄で定めるものとされており、規則別表第2の中欄において、設備ごとにさらに機器等の単位で記載要求事項を定めている。<u>ここでは、規則別表第2に規定されている記載要求事項について、規則別表第1における設備及び機器等の規定も含めて、機器等の仕様に関する記載要求範囲と設備及び機器等の記載要求範囲に分けて示す。</u></p> <p>1) 機器等の仕様に関する記載要求範囲  規則別表第2の中欄においては、<u>熱交換器、ポンプ及び容器等の機器等の種類に応じて、名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様を記載することとされている。このうち、配管等の「厚さ」、熱交換器（蒸気発生器を含む。）、ポンプ及び圧縮機等の「容量」並びに熱交換器（蒸気発生器を含む。）の「伝熱面積」等については、当該機器の性能又は強度等が技術基準規則等に適合していることを確認したもの（以下「設計確認値」という。）と公称値を併記することとし、設計確認値の記載については、「〇〇以上」又は「〇〇以下」のように、下限又は上限である旨を明記してもよいこととする。その他、技術基準規則の規定内容に加え、以下の内容を踏まえて記載するものとする。</u></p> <p>A. 容量又は注入速度及び揚程又は吐出圧力  通常運転時、設計基準事故時又は重大事故等時等の対応で必要な性能が異なる場合には、要求される性能を列記する必</p>

改 定 案	現 行
<p>要があり、容量又は注入速度及び揚程又は吐出圧力の対応関係が分かるように記載することとする。</p> <p><u>B. 最高使用圧力、最高使用温度</u>  <u>重大事故等対処設備については、重大事故等時における使用圧力以上の圧力又は使用温度以上の温度であって、設計上定めるもの（以下「重大事故等時における圧力又は温度」という。）を記載することとする。</u>  <u>また、設計基準対象施設を重大事故等対処施設として使用する場合で、重大事故等時における圧力又は温度が、設計基準対象施設としての最高使用圧力又は最高使用温度を超える場合は、その対応関係が分かるように記載することとする。</u></p> <p><u>C. (略)</u></p> <p><u>D. 主要寸法、外径及び厚さ</u>  <u>機器等の概略を示す「たて」「横」「高さ」等の他、容器、管等の性能又は構造強度等の評価に必要な主要な寸法、管等の外径については原則として公称値を記載することとし、容器等も含めて、厚さについては設計確認値（JISで定める許容差を差し引いた厚さの管の場合は除く。）及び公称値を記載することとする。なお、ホース等の一般産業品を重大事故等クラス3機器として使用する場合の厚さについては、その完成品が一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態においても、使用材料の特性を踏まえた強度を確保できる旨を設計確認値等に代えて記載することでもよいものとする。また、主要寸法については、構造図にて図示するとともに、公差についての説明を添付することとし、</u></p>	<p>要があり、容量又は注入速度及び揚程又は吐出圧力の対応関係が<u>わかる</u>ように記載することとする。</p> <p><u>B. (略)</u></p> <p><u>C. 主要寸法、外径及び厚さ</u>  <u>機器等の概略を示す「たて」「よこ」「高さ」等の他、容器、管等の性能又は構造強度等の評価に必要な主要な寸法を、容器等も含めて、厚さについては設計確認値と公称値を記載することとする。なお、主要寸法については、構造図にて図示するとともに、公差についての説明を添付することとし、工事計画に記載する主要寸法以外で評価に必要な詳細な寸法は計算書や構造図において記載することとする。具体的な記載の例について参考資料1に示す。</u>  <u>当該主要寸法や配管等の外径については原則として公称値を記載することとする。</u>  <u>複数の盤を組み合わせて構成される無停電電源装置等の主要寸法は、分離可能な盤単位の寸法を記載することとする。</u></p>

改 定 案	現 行
<p>要目表に記載する主要寸法以外で評価に必要となる詳細な寸法は計算書や構造図において記載することとする。具体的な記載の例について参考資料1に示す。</p> <p>複数の盤を組み合わせて構成される無停電電源装置等の主要寸法は、分離可能な盤単位の寸法を記載することとする。</p> <p>重大事故等対処設備であって、通常運転時及び設計基準事故時にはその機能に期待しない可搬型の機器等のうち、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第1306194号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「技術基準規則解釈」という。）第54条の一般産業品で十分な予備品を確保することで対応する場合にあつては、<u>一般産業品（完成品）としての「たて」、「横」、「高さ」等の概略寸法（車両に設置される機器等の場合は、当該車両の概略寸法を含む。）</u>や他の機器等との取り合いの寸法を記載することでよいこととする。</p> <p><u>E. 材料</u></p> <p>機器の構造強度又は耐震強度に影響を及ぼす機器の主となる部分（1種類又は必要に応じて数種類）を構成するものとする。</p> <p>発電用原子力設備規格 設計・建設規格（J S M E S N C - 1 日本機械学会。以下「設計・建設規格」という。）又は発電用原子力設備規格 材料規格（J S M E S N J - 1 日本機械学会。以下「材料規格」という。）に規定されていない材料であつて、その化学的成分及び機械的強度が設計・建設規格又は材料規格で規定する材料と同等以上である場合には、「同等材」として要目表に記載することとし、併せて、その材料の化学的成分及び機械的強度に関する事項（化学的成分及び機械的強度が J I S、A S T M等の規格に基づ</p>	<p><u>設置許可基準規則第2条第2項第11号の重大事故等</u>に対処するために設置する機器等であつて、通常運転時及び設計基準事故時にはその機能に期待しない可搬型の機器等のうち、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第1306194号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）以下「技術基準規則解釈」という。）第54条の一般産業品で十分な予備品を確保することで対応する場合にあつては、概略寸法や他の機器等との取り合いの寸法を記載することでよいこととする。</p> <p><u>D. 材料</u></p> <p>機器の構造強度又は耐震強度に影響を及ぼす機器の主となる部分（1種類又は必要に応じて数種類）を構成するものとする。</p> <p>発電用原子力設備規格 設計・建設規格（J S M E S N C - 1 日本機械学会。以下「設計・建設規格」という。）又は発電用原子力設備規格 材料規格（J S M E S N J - 1 日本機械学会。以下「材料規格」という。）に規定されていない材料であつて、その化学的成分及び機械的強度が設計・建設規格又は材料規格で規定する材料と同等以上である場合には、「同等材」として<u>工事計画</u>に記載することとし、併せて、その材料の化学的成分及び機械的強度に関する事項（化学的成分及び機械的強度が J I S、A S T M等の規格に</p>



改 定 案	現 行
<p>くものであって当該規格が公表されているものは、規格番号等を記載した書類であってもよい。)を<u>要目表</u>に記載することとする。その際、別紙として記載することでもよいものとする。なお、主となる部分以外のもので、詳細解析に必要となるものは、添付書類等に記載することとする。</p> <p><u>F. 個数</u>  <u>重大事故等対処設備</u>であって、通常運転時及び設計基準事故時にはその機能に期待しないものにあつては、<u>技術基準規則上必要な個数とバックアップの個数とを分けて記載するとともに、「〇〇以上」として、維持する必要のある個数を記載することでもよいこととする。なお、バックアップについて（ ）を付して個数及びバックアップである旨の注釈を記載することとする。</u>  一方、通常運転時及び設計基準事故時に用いるための機器等であって、機器の点検又は取替えを効率的に行うため、繰り返しの入替えを目的として取替えを行う原子炉冷却材圧力バウンダリに係る機器等（主蒸気安全弁、主蒸気逃がし安全弁、制御棒駆動機構、改良型沸騰水型発電用原子炉施設の原子炉再循環ポンプモーターカバー及び補助カバー並びに加圧水型発電用原子炉施設の一次冷却材ポンプケーシングカバー等）については、設計上必要となる個数を記載し、予備品について（ ）を付して個数及び予備品である旨の注釈を記載することとする。そのため、使用前検査又は供用の実績のない予備品の使用については、予備品の数の変更となり、改造の工事となる。</p> <p><u>G. 取付箇所</u>  常設の機器等（<u>可搬型の機器等の一部で通常運転時から使用箇所に取り付けている機器等を含む。</u>）については、属す</p>	<p>基づくものであって当該規格が公表されているものは、規格番号等を記載した書類であってもよい。)を<u>工事計画</u>に記載することとする。その際、別紙として記載することでもよいものとする。なお、主となる部分以外のもので、詳細解析に必要となるものは、添付書類等に記載することとする。</p> <p><u>E. 個数</u>  <u>重大事故等に対応するために設置する機器等</u>であって、通常運転時及び設計基準事故時にはその機能に期待しないものにあつては、「〇〇以上」として、維持する必要のある個数を記載することでもよいこととする。  一方、通常運転時及び設計基準事故時に用いるための機器等であって、機器の点検又は取替えを効率的に行うため、繰り返しの入替えを目的として取替えを行う原子炉冷却材圧力バウンダリに係る機器等（主蒸気安全弁、主蒸気逃がし安全弁、制御棒駆動機構、改良型沸騰水型発電用原子炉施設の原子炉再循環ポンプモーターカバー及び補助カバー並びに加圧水型発電用原子炉施設の一次冷却材ポンプケーシングカバー等）については、設計上必要となる個数を記載し、予備品について（ ）を付して個数及び予備品である旨の注釈を記載することとする。そのため、使用前検査又は供用の実績のない予備品の使用については、予備品の数の変更となり、改造の工事となる。</p> <p><u>F. 取付箇所</u>  常設の機器等については、属する系統の機能の独立性及び位置的分散を示すために十分な配置を説明する記載とする</p>

改 定 案	現 行
<p>る系統の機能の独立性及び位置的分散を示すために十分な配置を説明する記載とする必要があり、また、溢水防護上の配慮が必要な機器等については、防護区画との関係及び据付高さ等を記載する必要がある。</p> <p>可搬型の機器等については、保管している場所に加え、使用時に取り付ける箇所を( )を付して記載することとする。</p> <p><u>H.</u> ～ <u>L.</u> (略)</p> <p><u>M.</u> 原子炉非常停止信号又は工学的安全施設起動(作動)信号の設定値 原子炉非常停止信号又は工学的安全施設起動(作動)信号の設定値については、上限値又は下限値であることを明確にするため、<u>要目表</u>に記載する値は「<u>〇〇以下</u>」又は「<u>〇〇以上</u>」と記載することとする。</p> <p><u>N.</u> (略)</p> <p><u>O.</u> 空気流入率 <u>空気流入率は、技術基準規則において居住性に係る被ばく評価を求めている中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置する送風機及び排風機について記載するものとする。なお、送風機及び排風機を共に有する場合は、一体として空気流入率を記載することでもよいこととする。正圧管理で流入が想定されない場合はその旨を付記するものとする。</u></p> <p><u>P.</u> (略)</p> <p><u>Q.</u> 基本設計方針、適用基準及び適用規格 基本設計方針としては、技術基準規則の要求を満たすため</p>	<p>必要があり、また、溢水防護上の配慮が必要な機器等については、防護区画との関係及び据付高さ等を記載する必要がある。</p> <p>可搬型の機器等については、保管している場所に加え、使用時に取り付ける箇所を( )を付して記載することとする。</p> <p><u>G.</u> ～ <u>K.</u> (略)</p> <p><u>L.</u> 原子炉非常停止信号又は工学的安全施設起動(作動)信号の設定値 原子炉非常停止信号又は工学的安全施設起動(作動)信号の設定値については、上限値又は下限値であることを明確にするため、<u>工事計画</u>に記載する値には「<u>以上</u>」又は「<u>以下</u>」を付記することとする。</p> <p><u>M.</u> (略)</p> <p><u>N.</u> 空気流入率 正圧管理で流入が想定されない場合はその旨を付記するものとする。</p> <p><u>O.</u> (略)</p> <p><u>P.</u> 基本設計方針、適用基準及び適用規格 基本設計方針としては、技術基準規則の要求を満たすため</p>

改 定 案	現 行
<p>の基本的な方針を記載することとし、特に常用又は非常用電源設備では負荷の機能に応じたケーブル仕様の採用方針、火災防護設備では火災区画と防護対象設備及び消火設備等の関係（安全上重要なケーブルの敷設状況との関係を含む。）並びに浸水防護施設では防水区画、防護対象設備、ドレンライン及び排水設備等の関係など、個別機器等で記載要求事項となっていない項目について技術基準規則に適合するために必要な設計条件を記載する必要がある。</p> <p><u>また、要目表に記載する機器等は、設計基準対象施設又は重大事故等対処設備としての機能ごとに、耐震及び構造強度設計上考慮する設備区分を記載するものとする。</u></p> <p>適用基準及び適用規格については、各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等とする。</p> <p><u>R.</u>（略）</p> <p>2) 設備及び機器等の記載要求範囲</p> <p>規則別表第2の中欄においては、同表の上欄で示している発電用原子炉施設の種類として、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及びその他発電用原子炉の附属施設に区分し、設備ごとに熱交換器、ポンプ、容器、貯蔵槽、ろ過装置、安全弁及び逃がし弁、主要弁、主配管、送風機、排風機並びにフィルター等の機器等を記載することとされている。これらについて、まず個別機器等の記載要求範囲を示すとともに、個別施設ごとに設備及び機</p>	<p>の基本的な方針を記載することとし、特に常用又は非常用電源設備では負荷の機能に応じたケーブル仕様の採用方針、火災防護設備では火災区画と防護対象設備及び消火設備等の関係（安全上重要なケーブルの敷設状況との関係を含む。）並びに浸水防護施設では防水区画、防護対象設備、ドレンライン及び排水設備等の関係など、個別機器等で記載要求事項となっていない項目で技術基準規則に適合するために必要な設計条件を記載する必要がある。</p> <p>適用基準及び適用規格については、各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等とする。</p> <p><u>Q.</u>（略）</p> <p>2) 設備及び機器等の記載要求範囲</p> <p>規則別表第2の中欄においては、同表の上欄で示している発電用原子炉施設の種類として、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及びその他発電用原子炉の附属施設に区分し、設備ごとに熱交換器、ポンプ、容器、貯蔵槽、ろ過装置、安全弁及び逃がし弁、主要弁、主配管、送風機、排風機並びにフィルター等の機器等を記載することとされている。これらについて、まず個別機器等の記載要求範囲を示すとともに、個別施設ごとに設備及び機</p>

改 定 案	現 行
<p>器等の記載要求範囲を示す。</p> <p>また、<u>兼用するもの</u>（複数の設備の機能を持ったものをいう。）、共用するものがある場合には、主たる機能に関する設備の区分で機器等を記載し、その他の機能に関する設備の区分においては、主たる機能に関する設備の区分と機器等の名称及び構成等を記載することで機能を有する範囲を明確にすれば、必ずしもそれぞれの設備区分で同じ記載をする必要はないものとする。ただし、設備区分によって記載すべき機器等の仕様等が異なる場合には、関係する設備区分での記載を網羅する必要があり、どの区分に対応した記載内容かを付記するものとする。</p> <p>（個別機器等事項）</p> <p>A. 主配管</p> <p>通常運転状態、<u>工学的安全施設の作動状態又は重大事故等時</u>においてその配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる配管をいう。使用済樹脂移送配管のように、流体が常時流れないものも含むこととする。</p> <p>ただし、放射線管理施設の換気設備においては、事故時において<u>公衆並びに中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の従事者等</u>の放射線障害の防止の機能として必要なもので他の設備に属さないものとする。</p> <p>本流が流れる箇所の管継手も主配管とし、<u>要目表</u>に記載する必要があるが、<u>クラス3管、重大事故等クラス3管又は発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号。以下「火力省令」という。）</u>を準用する<u>管に接続する管継手であって、JIS規格若しくは設計・建設規格に適合し、管と同等以上の肉厚を有するもの又はそれらと同等の保安水準の確保が達成できるもの</u>にあつては、<u>要目表</u>への記載を必要としないこととする。</p>	<p>器等の記載要求範囲を示す。</p> <p>また、複数の設備の機能をもったもの、共用するものがある場合には、主たる機能に関する設備の区分で機器等を記載し、その他の機能に関する設備の区分においては、主たる機能に関する設備の区分と機器等の名称及び構成等を記載することで機能を有する範囲を明確にすれば、必ずしもそれぞれの設備区分で同じ記載をする必要はないものとする。ただし、設備区分によって記載すべき機器等の仕様等が異なる場合には、関係する設備区分での記載を網羅する必要があり、どの区分に対応した記載内容かを付記するものとする。</p> <p>（個別機器等事項）</p> <p>A. 主配管</p> <p>通常運転状態<u>又は工学的安全施設の作動状態</u>においてその配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる配管をいう。使用済樹脂移送配管のように、流体が常時流れないものも含むこととする。</p> <p>ただし、放射線管理施設の換気設備においては、事故時において公衆の放射線障害の防止の機能として必要なもの（<u>環境へ排気することを想定した系統</u>）で他の設備に属さないものとする。</p> <p>本流が流れる箇所の管継手も主配管とし、<u>工事計画</u>に記載する必要があるが、<u>クラス3配管</u>に接続する管継手であつて、<u>溶接式管継手、フランジ継手及びねじ込み式管継手等のJIS規格又は設計・建設規格に適合し、管と同等又はそれ以上の肉厚を有するもの</u>にあつては、<u>工事計画</u>への記載を必要としないこととする。</p> <p>また、<u>クラス1配管又はクラス2配管</u>であつて、母管から分岐する主配管に接続するための管台については、<u>工事計画</u></p>

改 定 案	現 行
<p>また、<u>クラス1管</u>、<u>クラス2管</u>、<u>重大事故等クラス1管</u>又は<u>重大事故等クラス2管</u>であって、母管から分岐する主配管に接続するための管台については、<u>要目表</u>に明記することとする。</p> <p>テストライン、ミニマムフローライン、バイパスライン（沸騰水型発電用原子炉施設に係るタービンバイパスラインは除く。）、循環ライン（容器の攪拌を目的とするライン）、ドレンライン、ベントライン及び計装ラインは主たる機能を果たすために本流が流れる配管ではないため主配管にはならないが、主配管からの分岐部は主配管の管台として必要に応じて評価対象となるほか、系統図において必要な仕様（<u>外径</u>、<u>厚さ及び材料等</u>）を記載することとする。</p> <p>B. (略)</p> <p>C. <u>安全弁及び逃がし弁</u>  <u>通常運転状態、工学的安全施設の作動状態又は重大事故等対処設備の作動状態において、容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃がし弁をいう。</u></p> <p>D. ～ G. (略)</p> <p>H. <u>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</u>  燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備及び燃料取替用水設備（加圧水型発電用原子炉施設に限る。）とする。  燃料取扱設備の新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器としては、新燃料又は使用済燃料の装荷、取出又は保管等を行うために使用する機器とする。  使用済燃料貯蔵設備の使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び</p>	<p>に明記することとする。</p> <p>テストライン、ミニマムフローライン、バイパスライン（沸騰水型発電用原子炉施設に係るタービンバイパスラインは除く。）、循環ライン（容器の攪拌を目的とするライン）、ドレンライン、ベントライン及び計装ラインは主たる機能を果たすために本流が流れる配管ではないため主配管にはならないが、主配管からの分岐部は主配管の管台として必要に応じて評価対象となるほか、系統図において必要な仕様を記載することとする。</p> <p>B. (略)</p> <p>C. ～ F. (略)</p> <p>G. <u>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</u>  燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備及び燃料取替用水設備（加圧水型発電用原子炉施設に限る。）とする。  燃料取扱設備の新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器としては、新燃料又は使用済燃料の装荷、取出又は保管等を行うために使用する機器とする。  使用済燃料貯蔵設備の使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び</p>

改 定 案	現 行
<p>漏えいを監視する装置としては、使用済燃料の冷却と放射線の遮蔽の機能を有する貯蔵槽内の水の状況を監視するためのものであり、中央制御室等への情報伝達又は警報発信等の機能を有する装置をいう。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備としては、通常時の貯蔵槽内の保有水を冷却又は浄化するための設備に加えて、重大事故の発生防止等のために設置する注水設備及び放射性物質の拡散抑制のために燃料取扱建屋へ放水する設備等を常設又は可搬型を問わず含むものとする。水源についても含める。</p> <p><u>I.</u> (略)</p> <p>①-1～①-2 (略)</p> <p>② 加圧水型発電用原子炉施設 (蒸気タービンを除く。)</p> <p><u>a. 一次冷却材の種類及び純度並びに原子炉容器本体の入口及び出口の一次冷却材の圧力及び温度／原子炉容器本体の炉心の一次冷却材の流量／加圧器の圧力</u> <u>定格熱出力運転時における設計値を記載するものとする。</u></p> <p><u>b. ～ h.</u> (略)</p> <p>③ (略)</p> <p><u>J.</u> 計測制御系統施設 <u>ほう酸注入機能を有する設備については、重大事故の発生防止等のために高濃度のほう酸水を注入する主たる流路を</u></p>	<p>漏えいを監視する装置としては、使用済燃料の冷却と放射線の遮蔽の機能を有する貯蔵槽内の水の状況を監視するためのものであり、中央制御室等への情報伝達又は警報発信等の機能を有する装置をいう。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備としては、通常時の貯蔵槽内の保有水を冷却又は浄化するための設備に加えて、重大事故の発生防止等のために設置する注水設備等を常設又は可搬型を問わず含むものとする。水源についても含める。</p> <p><u>H.</u> (略)</p> <p>①-1～①-2 (略)</p> <p>② 加圧水型発電用原子炉施設 (蒸気タービンを除く。)</p> <p><u>a. ～ g.</u> (略)</p> <p>③ (略)</p> <p><u>I.</u> 計測制御系統施設 計測装置については、中央制御室等において指示計、記録計又は警報装置により計測結果を監視できる機能を有する</p>

改 定 案	現 行
<p><u>構成する範囲の機器を含める。</u></p> <p>計測装置については、中央制御室等において指示計、記録計又は警報装置により計測結果を監視できる機能を有するもの（法第43条の3の15の施設定期検査中のみに使用するものを除く。）とし、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本施設に含める。なお、重大事故等時において、プラント状態を推定するためだけに設置するものについては、基本設計方針において記載するものとする。</p> <p>制御用空気設備については、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p><u>K. (略)</u></p> <p><u>L. 放射線管理施設</u></p> <p>放射線管理用計測装置については、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本施設に含める。なお、加圧水型発電用原子炉施設の一次冷却材抽出水中の放射性物質濃度を計測する装置のうち傾向を監視するために設置するモニタリング設備（一次冷却材モニタ）はプロセスモニタリング設備とする。</p> <p>プロセスモニタリング設備の「放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置」にあつては、非常用のもの及び環境に放出する最終段で計測している装置（出口に最も近い箇所計測している装置）を対象とする。</p> <p>換気設備のうち「放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの」については、建物内の汚染するおそれがある管理</p>	<p>もの（法第43条の3の15の施設定期検査中のみに使用するものを除く。）<u>及び移動式モニタリング設備</u>とし、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本施設に含める。なお、重大事故等時において、プラント状態を推定するためだけに設置するものについては、基本設計方針において記載するものとする。</p> <p>制御用空気設備については、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p><u>J. (略)</u></p> <p><u>K. 放射線管理施設</u></p> <p>放射線管理用計測装置については、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本施設に含める。なお、加圧水型発電用原子炉施設の一次冷却材抽出水中の放射性物質濃度を計測する装置のうち傾向を監視するために設置するモニタリング設備（一次冷却材モニタ）はプロセスモニタリング設備とする。</p> <p>プロセスモニタリング設備の「放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置」にあつては、非常用のもの及び環境に放出する最終段で計測している装置（出口に最も近い箇所計測している装置）を対象とする。</p> <p>換気設備のうち「放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの」については、建物内の汚染するおそれがある管理</p>

改 定 案	現 行
<p>区域に清浄な空気を供給するものとする。なお、「一時的に設置する可搬型のもの」としては、粒子状物質の飛散の防止を目的として、ビニールハウス等で囲んだ作業区域内の空気を吸引するために一時的に設置するものとする。</p> <p>生体遮蔽装置については、<u>原子力発電所放射線遮へい設計規程（J E A C 4 6 1 5 - 2 0 0 8、日本電気協会）に定める遮蔽体の定義によるものとし、技術基準規則第 3 8 条、第 5 3 条、第 7 4 条及び第 7 6 条における被ばく評価において機能を期待するものを含める。</u>なお、水は生体遮蔽装置に含めない。</p> <p>ただし、補助遮蔽の<u>要目表記載範囲は、管理区域と非管理区域の境界を構成する生体遮蔽装置とする。</u></p> <p><b>M. 原子炉格納施設</b></p> <p>原子炉格納容器安全設備については、外部から原子炉格納容器内に注水又はスプレイすることにより圧力又は温度の上昇を抑えるなど原子炉格納容器における閉じ込め機能を維持するための設備及び原子炉格納容器外面へ放水することにより放射性物質の拡散を抑制するための設備とする。重大事故時の対処等のために設置する設備を含め、常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備については、一次冷却材喪失時や重大事故時の対処等のために、原子炉格納容器内、原子炉建屋内又は二次格納施設内の放射性物質又は可燃性ガスの濃度を低減し、放射性物質の閉じ込め機能を維持し、大気への放射性物質の放出を抑制するための設備（原子炉格納容器安全設備に属するものを除く。）とし、加圧水型発電用原子炉施設のアイスコンデンサ型原子炉格納容器を設置している施設での原子炉格納容器水素再結合装置を含むものとする。各設備の水源（沸騰水型発電用</p>	<p>区域に清浄な空気を供給するものとする。なお、「一時的に設置する可搬型のもの」としては、粒子状物質の飛散の防止を目的として、ビニールハウス等で囲んだ作業区域内の空気を吸引するために一時的に設置するものとする。</p> <p>生体遮蔽装置については、<u>原子力発電所放射線遮蔽設計指針（J E A G 4 6 1 5 - 2 0 0 3 日本電気協会）に定める遮蔽体の定義によるものとする。</u>なお、水は生体遮蔽装置に含めない。</p> <p>ただし、補助遮蔽の<u>工事計画記載範囲は、管理区域と非管理区域の境界を構成する生体遮蔽装置とする。</u></p> <p><b>L. 原子炉格納施設</b></p> <p>原子炉格納容器安全設備については、外部から原子炉格納容器内に注水又はスプレイすることにより圧力の上昇を抑える<u>他、原子炉格納容器外面への放水を含めて原子炉格納容器の温度上昇を抑えるなどによって原子炉格納容器における閉じ込め機能を維持するための設備とする。</u>重大事故時の対処等のために設置する設備を含め、常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備については、一次冷却材喪失時や重大事故時の対処等のために、原子炉格納容器内、原子炉建屋内又は二次格納施設内の放射性物質又は可燃性ガスの濃度を低減し、放射性物質の閉じ込め機能を維持し、大気への放射性物質の放出を抑制するための設備（原子炉格納容器安全設備に属するものを除く。）とし、加圧水型発電用原子炉施設のアイスコンデンサ型原子炉格納容器を設置している施設での原子炉格納容器水素再結合装置を含むものとする。各設備の水源（沸騰水型発電用</p>



改 定 案	現 行
<p>原子炉施設及び改良型沸騰水型発電用原子炉施設においては圧力抑制室を除く。)についても含める。なお、格納容器再循環設備については、原子炉格納容器内からの熱除去機能に係る機器等を含むものとする。</p> <p>圧力逃がし装置については、重大事故時の対処等のために設置する設備を含めることとし、<u>放射性物質の放出を低減するためのフィルターを含むものとする。</u></p> <p><u>N.</u> その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備、常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備、浸水防護設備、非常用取水設備、<u>敷地内土木構造物、補機駆動用燃料設備</u>(非常用発電装置及び補助ボイラーに係るものを除く。)及び緊急時対策所を対象としており、以下のとおりとする。</p> <p>a. 非常用電源設備 重大事故の発生防止等のために設置する設備は常設又は可搬型を問わず含むものとする。<u>また、外部からの電源供給を受けるまでの間の電源供給を確保するための燃料タンク等についても常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</u>基本設計方針としては配電系統も含めることとする。</p> <p>内燃機関に附属する冷却水設備については、内燃機関(シリンダー部)を直接冷却するシリンダー冷却系とする。</p> <p>冷却設備については、原子炉補機冷却設備を除き、内燃機関及び発電機等から発生する熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備とし、重大事故の発生防止等のために設置する設備を含め、常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p>	<p>原子炉施設及び改良型沸騰水型発電用原子炉施設においては圧力抑制室を除く。)についても含める。なお、格納容器再循環設備については、原子炉格納容器内からの熱除去機能に係る機器等を含むもの<u>としている。</u></p> <p>圧力逃がし装置については、重大事故時の対処等のために設置する設備を含めることとし、<u>放射性物質低減のためのフィルターを含むものとする。</u></p> <p><u>M.</u> その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備、常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備、浸水防護設備、非常用取水設備、<u>敷地内土木工作物、補機駆動用燃料設備</u>(非常用発電装置及び補助ボイラーに係るものを除く。)及び緊急時対策所を対象としており、以下のとおりとする。</p> <p>a. 非常用電源設備 重大事故の発生防止等のために設置する設備は常設又は可搬型を問わず含むものとする。外部からの電源供給を受けるまでの間の電源供給を確保するための燃料タンク等についても<u>含むものとする。</u>基本設計方針としては配電系統も含めることとする。</p> <p>内燃機関に附属する冷却水設備については、内燃機関(シリンダー部)を直接冷却するシリンダー冷却系とする。</p> <p>冷却設備については、原子炉補機冷却設備を除き、内燃機関及び発電機等から発生する熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備とし、重大事故の発生防止等のために設置する設備を含め、常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p>

改 定 案	現 行
<p>b. 常用電源設備  発電機、変圧器及び遮断器を<u>要目表</u>記載事項としているが、所内の配電系統も含めて、基本設計方針等の記載対象とする。</p> <p>c. (略)</p> <p>d. 火災防護設備  技術基準規則第11条及び第52条で施設要求されている設備であって、火災区域構造物、火災区画構造物、火災感知設備及び消火設備（<u>水源やガスボンベ等含む。</u>）等とする。消火設備の主配管としては、<u>水源やガスボンベ等から火災区画までの母管とし、枝管、弁等については基本設計方針等及び系統図において記載するものとする。なお、消火設備のうち完成品として一般産業品の規格基準へ適合している汎用の消火器については、基本設計方針において記載するものとする。</u></p> <p>e. 浸水防護設備  外郭浸水防護設備については、防潮堤等の敷地外からの津波・洪水の侵入を防止するための構造物とする。当該構造物に開口部を有する場合には、その閉止板等も含めることとする。  内郭浸水防護設備については、技術基準規則で防護対象としている機器等が設置されている区画で浸水を防護するための壁、扉及び堰（<u>板状のものを含む。</u>）等の構造物並びに当該区画内に侵入した水を排水する設備とする。<u>また、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するための措置として設置する堰等も含める。</u></p>	<p>b. 常用電源設備  発電機、変圧器及び遮断器を<u>工事計画</u>記載事項としているが、所内の配電系統も含めて、基本設計方針等の記載対象とする。</p> <p>c. (略)</p> <p>d. 火災防護設備  技術基準規則第11条及び第52条で施設要求されている設備であって、火災区域構造物、火災区画構造物、火災感知設備及び消火設備（<u>水源等含む。</u>）等とする。消火設備の主配管としては、<u>水源からポンプまで、ポンプから火災区画までの母管とし、枝管、弁等については基本設計方針等及び系統図において記載するものとする。</u></p> <p>e. 浸水防護設備  外郭浸水防護設備については、防潮堤等の敷地外からの津波・洪水の侵入を防止するための構造物とする。当該構造物に開口部を有する場合には、その閉止板等も含めることとする。  内郭浸水防護設備については、<u>放射性廃棄物の廃棄施設に属するものを除き、</u>技術基準規則で防護対象としている機器等が設置されている区画で浸水を防護するための壁、扉及び堰等の構造物並びに当該区画内に侵入した水を排水する設備とする。</p>

改 定 案	現 行
<p>f. ～ g. (略)</p> <p>h. 補機駆動用燃料設備（非常用発電設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）  <u>重大事故の発生防止等のために必要となる燃料の貯蔵又は移送等のためのものであって、非常用発電設備及び補助ボイラーに係るものを除くものとする。また、ポンプ車のポンプ駆動用の燃料タンク等についても常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</u></p> <p>i. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>(1) 工事工程表  現地工事の期間と、規則第16条第1号表中上段の工事の行程ごと<sup>ご</sup>にその検査が可能な時期を記載することとする。また、現地工事の期間としては系統ごと<sup>ご</sup>に記載することとし、検査が可能な時期としては現地以外において検査を実施する場合も含むものとする。</p> <p>(2) 添付書類  規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種類に応じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものについて添付する必要がある。  例えば、送電関係の変更に伴い常用電源設備の変圧器等の工事計画の届出を行う際には、全体に係る添付書類である送電関係一</p>	<p>f. ～ g. (略)</p> <p>h. 補機駆動用燃料設備（非常用発電設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）  重大事故の発生防止等のために必要となる燃料の貯蔵等のためのものであって、非常用発電設備及び補助ボイラーに係るものを除くものとする。</p> <p>i. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>(1) 工事工程表  現地工事の期間と、規則第16条第1号表中上段の工事の行程毎<sup>毎</sup>にその検査が可能な時期を記載することとする。また、現地工事の期間としては系統毎<sup>毎</sup>に記載することとし、検査が可能な時期としては現地以外において検査を実施する場合も含むものとする。</p> <p>(2) 添付書類  規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種類に応じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものについて添付する必要がある。  例えば、送電関係の変更に伴い常用電源設備の変圧器等の工事計画の届出を行う際には、全体に係る添付書類である送電関係一</p>

改 定 案	現 行
<p>覧図が必要である。一方、送電関係の変更でない場合には当該書類の添付は不要である。</p> <p><u>なお、複数の添付書類で記載内容が重複する場合など、いずれかひとつの書類に記載内容をまとめた方が分かりやすいと考えられる場合は、ひとつにまとめた書類の名称等を他の書類に記載することにより、ひとつの書類に記載内容をまとめてもよいこととする。</u></p> <p>1) (略)</p> <p><u>2) 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</u>  <u>技術基準規則第5条、第6条、第7条、第50条、第51条、第54条で要求されている自然現象及び人為事象並びに技術基準規則第53条で要求されている原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対する防護措置等について示すこととする。</u></p> <p><u>3) 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</u>  <u>要目表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能を発揮するための設計条件の設定根拠に関して説明することとする。</u>  <u>また、基本設計方針にのみ記載する機器等についても、当該機器等の主たる機能に係る仕様（容量、最高使用圧力、最高使用温度又は個数等）について設定根拠に関して説明することとする。</u></p> <p><u>4) 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</u>  <u>要目表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能が発揮できる</u></p>	<p>覧図が必要である。一方、送電関係の変更でない場合には当該書類の添付は不要である。</p> <p>1) (略)</p> <p><u>2) 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</u>  <u>通常運転時、設計基準事故時及び重大事故等時等の当該機器等が機能を要求される状況で所要の機能が発揮できることを説明</u></p>

改 定 案	現 行
<p>ことを説明することとする。原子力圧力バウンダリの減圧を行う安全弁等については、周辺の圧力上昇を念頭において、吹出量が確保できるものであることを示すこととする。</p> <p><u>5) ～ 7) (略)</u></p> <p><u>8) 機器の配置を明示した図面及び系統図</u> 配置については、<u>要目表</u>に記載される機器の発電所内での配置が<u>分かる</u>ものとする。主配管の配置を明示した図面については、<u>要目表</u>に記載する主配管の取付位置、ルート又は機器との取り合いが<u>分かる</u>配置図とし、平面図又はアイソメ図のいずれで記載してもよいこととする。また、可搬型の機器等については、取付位置の<u>要目表</u>記載と同様、保管している場所についても記載することとする。</p> <p>系統図については、テストライン及びミニマムフローライン等を含めて記載することとする。</p> <p><u>9) 耐震性に関する説明書</u> <u>技術基準規則第4条、第5条、第49条及び第50条の規定に適合することを説明することとする。</u></p> <p>技術基準規則解釈に基づく耐震重要度分類がSクラス又はBクラスに属する機器については、耐震性の計算の基本方針書及び耐震計算書を添付することとする。ただし、安全重要度クラスⅢの耐震重要度Bクラス配管については、耐震性の計算の基本方針書、配管鳥瞰図、最大発生応力点での評価結果を示すことのみで足りることとする。</p> <p>また、耐震重要度Cクラスに属する機器については、耐震性に関する計算の基本方針書のみの添付で足りることとする。</p> <p>管、弁、支持構造物については、一括で解析を行う機器等と併せて記載してもよいこととし、耐震重要度Sクラス又はBクラス</p>	<p>することとする。原子力圧力バウンダリの減圧を行う安全弁等については、周辺の圧力上昇を念頭において、吹出量が確保できるものであることを示すこととする。</p> <p><u>3) ～ 5) (略)</u></p> <p><u>6) 機器の配置を明示した図面及び系統図</u> 配置については、<u>工事計画</u>に記載される機器の発電所内での配置が<u>わかる</u>ものとする。主配管の配置を明示した図面については、<u>工事計画</u>に記載する主配管の取付位置、ルート又は機器との取り合いが<u>判る</u>配置図とし、平面図又はアイソメ図のいずれで記載してもよいこととする。また、可搬型の機器等については、取付位置の<u>工事計画</u>記載と同様、保管している場所についても記載することとする。</p> <p>系統図については、テストライン及びミニマムフローライン等を含めて記載することとする。</p> <p><u>7) 耐震性に関する説明書</u></p> <p>技術基準規則解釈に基づく耐震重要度分類がSクラス又はBクラスに属する機器については、耐震性の計算の基本方針書及び耐震計算書を添付することとする。ただし、安全重要度クラスⅢの耐震重要度Bクラス配管については、耐震性の計算の基本方針、配管鳥瞰図、最大発生応力点での評価結果を示すことのみで足りることとする。</p> <p>また、耐震重要度Cクラスに属する機器については、耐震性に関する計算の基本方針書のみの添付で足りることとする。</p> <p>管、弁、支持構造物については、一括で解析を行う機器等と併せて記載してもよいこととし、耐震重要度Sクラス又はBクラス</p>

改 定 案	現 行																																																																								
<p>に属する機器又は配管系については、一括で解析を行った評価結果であって、申請範囲外の最大発生応力点及び最大反力点に係るもの（申請範囲内の結果の方が上回る場合はその旨）も示すこととする。</p> <p>配管支持構造物については、種類及び型式ごとの最大反力点での評価を記載することとする。なお、安全重要度クラスⅢの耐震重要度Bクラスの配管支持構造物については、最大反力点での評価結果を示すことのみで足りることとする。</p> <p><u>10)</u> (略)</p> <p><u>11)</u> 強度に関する説明書</p> <p>技術基準規則第17条及び第55条の規定並びに第31条、第48条及び第78条により準用する火力省令の構造強度に関する規定に適合することを示す必要があり、技術基準規則で分類されているクラスに応じた強度評価の内容を説明することとする。そのうち、次の表で○印を付している機器については、以下に定めるものを除き、個々の評価結果を記載することとする。その際、管又は弁の支持構造物については、管又は弁の強度に関する計算書の中でまとめて説明をしてもよいこととする。</p> <p>・設計基準対象施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>クラス1</th> <th>原子炉格納容器</th> <th>クラス2</th> <th>クラス3</th> <th>クラス4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 器</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ポ ン プ</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 持 構 造 物</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		クラス1	原子炉格納容器	クラス2	クラス3	クラス4	容 器	○	○	○	○		管	○		○	○	○	ポ ン プ	○		○			弁	○		○			支 持 構 造 物	○	○	○			<p>に属する機器又は配管系については、一括で解析を行った評価結果であって、申請範囲外の最大発生応力点及び最大反力点に係るもの（申請範囲内の結果の方が上回る場合はその旨）も示すこととする。</p> <p>配管支持構造物については、種類及び型式毎の最大反力点での評価を記載することとする。なお、安全重要度クラスⅢの耐震重要度Bクラスの配管支持構造物については、最大反力点での評価結果を示すことのみで足りることとする。</p> <p><u>8)</u> (略)</p> <p><u>9)</u> 強度に関する説明書</p> <p>技術基準規則第17条及び第55条の規定に適合することを示す必要があり、技術基準規則で分類されているクラスに応じた強度評価の内容を説明することとする。そのうち、次の表で○印を付している機器については、以下に定めるものを除き、個々の評価結果を記載することとする。その際、管又は弁の支持構造物については、管又は弁の強度に関する計算書の中でまとめて説明をしてもよいこととする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>クラス1</th> <th>原子炉格納容器</th> <th>クラス2</th> <th>クラス3</th> <th>クラス4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 器</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ポ ン プ</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 持 構 造 物</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		クラス1	原子炉格納容器	クラス2	クラス3	クラス4	容 器	○	○	○	○		管	○		○	○	○	ポ ン プ	○		○			弁	○		○			支 持 構 造 物	○	○	○		
	クラス1	原子炉格納容器	クラス2	クラス3	クラス4																																																																				
容 器	○	○	○	○																																																																					
管	○		○	○	○																																																																				
ポ ン プ	○		○																																																																						
弁	○		○																																																																						
支 持 構 造 物	○	○	○																																																																						
	クラス1	原子炉格納容器	クラス2	クラス3	クラス4																																																																				
容 器	○	○	○	○																																																																					
管	○		○	○	○																																																																				
ポ ン プ	○		○																																																																						
弁	○		○																																																																						
支 持 構 造 物	○	○	○																																																																						

改 定 案				現 行																													
炉心支持構造物	○			炉心支持構造物	○																												
安 全 弁 等				安 全 弁 等																													
<p>・ 重大事故等対処施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;"><u>重大事故等</u> クラス1機器</th> <th style="width: 25%;"><u>重大事故等</u> クラス2機器</th> <th style="width: 25%;"><u>重大事故等</u> クラス3機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 器</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>管</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>ポ ンプ</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>弁</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>支持構造物</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安 全 弁 等</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>							<u>重大事故等</u> クラス1機器	<u>重大事故等</u> クラス2機器	<u>重大事故等</u> クラス3機器	容 器	○	○	○	管	○	○	○	ポ ンプ	○	○	○	弁	○	○	○	支持構造物	○	○		安 全 弁 等			
	<u>重大事故等</u> クラス1機器	<u>重大事故等</u> クラス2機器	<u>重大事故等</u> クラス3機器																														
容 器	○	○	○																														
管	○	○	○																														
ポ ンプ	○	○	○																														
弁	○	○	○																														
支持構造物	○	○																															
安 全 弁 等																																	
<p>注) 1 (略)</p> <p>2 <u>クラス3管、重大事故等クラス3管又は火力省令を準用する管の管継手（エルボ、レデューサ、ティー）</u>にあつては、溶接式管継手、フランジ継手及びねじ込み式管継手等のJ I S <u>若しくは設計・建設規格別表4（管継手の寸法）に適合するものであつて接続する管と同等以上である場合又はそれらと同等の保安水準の確保が達成できる場合には、強度に関する計算書に代えて、強度に関する基本方針書の添付であつてもよいこととし、適合する規格等を明確にすることとする。</u></p> <p>3 ～ 7 (略)</p> <p><u>1 2)</u> (略)</p> <p><u>1 3)</u> 原子炉（圧力）容器の脆性破壊防止に関する説明書  <u>技術基準規則第14条第2項、第17条第1号並びに第55条第1号及び第2号の規定のうち原子炉容器又は原子炉压力容器</u></p>																																	
<p>注) 1 (略)</p> <p>2 クラス3管の管継手（エルボ、レデューサ、ティー）にあつては、溶接式管継手、フランジ継手及びねじ込み式管継手等のJ I S <u>又は設計・建設規格別表4（管継手の寸法）に適合するものであつて接続する管と同等以上である場合には、強度に関する計算書に代えて、強度に関する基本方針書の添付であつてもよいこととし、適合する規格等を明確にすることとする。</u></p> <p>3 ～ 7 (略)</p> <p><u>1 0)</u> (略)</p>																																	

改 定 案	現 行
<p><u>の破壊じん性の要求に適合することを示す必要があり、技術基準規則第54条第1項第1号の規定を踏まえて、重大事故等時に冷却水の流路として機能を期待する状態を含めて、原子炉容器又は原子炉压力容器の使用環境を評価し、照射脆化の進展を踏まえても脆性破壊を引き起こさない設計であることを説明することとする。</u></p> <p><u>その際、原子炉容器又は原子炉压力容器の照射脆化の抑制のために設置する熱遮蔽体について、技術基準規則第24条の規定を踏まえて、その機能に期待できる設計であることを併せて説明することとする。</u></p> <p><u>14) 計測装置等の構成に関する説明書</u>  検出器から指示計、記録計又は警報装置に至るシステム構成を示すブロック図（各機器等の配置及び校正等実施場所の記載を含む。）により記載することとする。<u>また、不正アクセス行為等による被害を防止するための措置についても記載することとする。</u></p> <p><u>15) (略)</u></p> <p><u>16) 核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書</u>  沸騰水型発電用原子炉施設にあつては、新燃料及び使用済燃料を取り扱う機器、使用済燃料運搬用容器、新燃料仮貯蔵庫、新燃料貯蔵ラック、使用済燃料貯蔵ラック、破損燃料貯蔵ラック並びに使用済燃料貯蔵用容器を、加圧水型発電用原子炉施設にあつては、新燃料及び使用済燃料を取り扱う機器、使用済燃料運搬用容器、新燃料貯蔵ラック、使用済燃料貯蔵ラック、破損燃料貯蔵ラック並びに使用済燃料貯蔵用容器を対象として未臨界性評価の条件及び結果等を記載することとする。</p> <p><u>17) 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料</u></p>	<p>現 行</p> <p><u>11) 計測装置等の構成に関する説明書</u>  検出器から指示計、記録計又は警報装置に至るシステム構成を示すブロック図（各機器等の配置及び校正等実施場所の記載を含む。）により記載することとする。</p> <p><u>12) (略)</u></p> <p><u>13) 核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書</u>  沸騰水型発電用原子炉施設にあつては、新燃料及び使用済燃料を取扱う機器、使用済燃料運搬用容器、新燃料仮貯蔵庫、新燃料貯蔵ラック、使用済燃料貯蔵ラック、破損燃料貯蔵ラック並びに使用済燃料貯蔵用容器を、加圧水型発電用原子炉施設にあつては、新燃料及び使用済燃料を取扱う機器、使用済燃料運搬用容器、新燃料貯蔵ラック、使用済燃料貯蔵ラック、破損燃料貯蔵ラック並びに使用済燃料貯蔵用容器を対象として未臨界性評価の条件及び結果等を記載することとする。</p>



改 定 案	現 行
<p><u>体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書</u></p> <p><u>技術基準規則第26条の規定に適合することを示す必要があり、燃料体等及びクレーン等の重量物の落下に対して使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等が破損しないこと及び使用済燃料貯蔵槽の機能が損なわれないことを説明することとする。なお、クレーン等の重量物の落下に対しては、適切な落下防止対策等を施すことにより、使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等が破損しないこと及び使用済燃料貯蔵槽の機能を維持することを説明してもよいものとする。</u></p> <p><u>18)</u> (略)</p> <p>[削除] → 25)</p> <p><u>19) 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書</u></p> <p><u>技術基準規則第26条第2項及び第69条第1項の規定に適合することを示す必要があり、使用済燃料プールの水深による放射線の遮蔽能力について記載することとする。なお、重大事故等時における遮蔽能力を示す上で、実用発電用原子炉に係る使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(原規技発第13061916号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))に示すサイフォンブレイカーの効果に期待する場合は、その設計上の配慮に関する記載を含めることとする。</u></p> <p><u>20) ~ 23)</u> (略)</p> <p><u>24) 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>14)</u> (略)</p> <p><u>15)</u> ※25) 参照</p> <p>[新規]</p> <p>(略)</p> <p><u>16) ~ 19)</u> (略)</p>

改 定 案	現 行
<p><u>管理区域の出入管理設備について記載するとともに、重大事故等時において中央制御室、緊急時制御室又は緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染した場合に、これらの施設への汚染の持ち込みを防止するために設置するチェンジングエリアに係る説明を含めることとする。</u></p> <p><u>また、放出管理目標値の管理状況の確認又は重大事故等時の放射性物質の濃度測定等に関わる環境試料分析装置（環境放射能測定装置を含む。）について記載することとする。</u></p> <p><u>2 5) 放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書</u>  技術基準規則で要求している遮蔽能力等の基準を満たすことを遮蔽計算及び温度計算等により示すとともに、直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による敷地周辺の空間線量率の記載を含めることとする。</p> <p><u>2 6) ～ 2 8) (略)</u></p> <p><u>2 9) 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書</u>  <u>重大事故の発生防止等のために設置又は保管する電源車等を含め非常用発電装置の出力の決定根拠に関して説明することとする。</u></p> <p><u>また、非常用電源設備に関する火力省令への適合性及び原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令（平成24年経済産業省令第70号。以下「原子力電技省令」という。）への適合性に関する説明を含めることとする。</u></p> <p><u>3 0) 常用電源設備の健全性に関する説明書</u>  <u>技術基準規則第45条第3項から第6項の規定に適合することを説明するとともに、常用電源設備の冷却能力等を踏まえた運転制限等の評価により、設備の健全性を維持するための電気出力</u></p>	<p><u>【参考】 1 5) 放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書</u>  技術基準規則で要求している遮蔽能力等の基準を満たすことを遮蔽計算及び温度計算等により示すとともに、直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による敷地周辺の空間線量率に関する記載を含めることとする。</p> <p><u>2 0) ～ 2 2) (略)</u></p> <p><u>2 3) 常用電源設備の健全性に関する説明書</u>  常用電源設備の冷却能力等を踏まえた運転制限等の評価により、設備の健全性を維持するための電気出力上限について説明することとする。</p>

改 定 案	現 行
<p>上限について説明することとする。  <u>また、常用電源設備に関する原子力電技省令への適合性に関する説明を含めることとする。</u></p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>(参考) 電気事業法における手続きとの関係  本規程における発電用原子炉施設の工事の計画の認可等に係る手続きについては、同種の規定が電気事業法（昭和39年法律第170号）においても定められており、規則別表第1及び別表第2についても同様に原子力発電工作物の保安に関する<u>命令</u>（平成24年経済産業省令第69号。以下「保安命令」という。）別表第1及び別表第2にて規定されていることから、規則と保安命令で異なる用語が用いられている箇所については、規則に対応する保安命令の用語を【】で以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置の工事【発電所の設置の工事】</li> <li>・変更の工事【発電所の変更の工事】</li> <li>・発電用原子炉の基数の増加【発電設備の設置】</li> <li>・発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事【発電設備の設置の工事以外の変更の工事】</li> </ul> <p>等</p> <p>また、規則別表第1及び別表第2においては、保安命令別表第1及び別表第2で規定されている内容に重大事故対応等での機器等を追加したものとなっており、電気事業法第112条の3第1項又は第2項の規定により原子力安全に係る基準の適合性については適合しているものとみなすこととされている。</p> <p>なお、電気事業法においては並行して手続きが必要であるととも</p>	<p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>(参考) 電気事業法における手続きとの関係  本規程における発電用原子炉施設の工事の計画の認可等に係る手続きについては、同種の規定が電気事業法（昭和39年法律第170号）においても定められており、規則別表第1及び別表第2についても同様に原子力発電工作物の保安に関する<u>省令</u>（平成24年経済産業省令第69号。以下「保安省令」という。）別表第1及び別表第2にて規定されていることから、規則と保安省令で異なる用語が用いられている箇所については、規則に対応する保安省令の用語を【】で以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置の工事【発電所の設置の工事】</li> <li>・変更の工事【発電所の変更の工事】</li> <li>・発電用原子炉の基数の増加【発電設備の設置】</li> <li>・発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事【発電設備の設置の工事以外の変更の工事】</li> </ul> <p>等</p> <p>また、規則別表第1及び別表第2においては、保安省令別表第1及び別表第2で規定されている内容に重大事故対応等での機器等を追加したものとなっており、電気事業法第112条の3第1項又は第2項の規定により原子力安全に係る基準の適合性については適合しているものとみなすこととされている。</p> <p>なお、電気事業法においては並行して手続きが必要であるととも</p>

改 定 案	現 行
<p>に、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等の環境法令に係る電気工作物に関する手続きも存在し、保安命令別表第3及び別表第4だけでなく、保安命令別表第1及び別表第2にも含まれており、当該手続きも電気事業法に基づき行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（参考資料1）</p> <p style="text-align: center;">主要寸法（例） 共通機器</p> <p>共通機器－熱交機器（たて型）～共通機器－送風機、排風機（略）</p> <p style="text-align: center;">共通機器－フィルター</p> <p>図表（略） 注1：<u>クラス4管</u>に接続されるものに限る。</p> <p style="text-align: center;">原子炉本体～原子炉格納施設（略）</p> <p style="text-align: right;">（参考資料2）</p> <p style="text-align: center;">工事計画範囲（例）（略）</p> <p style="text-align: right;">別紙－1－（1）</p> <p>BWR工認対象範囲配管説明図（略）</p> <p style="text-align: right;">別紙－1－（2）</p> <p>PWR工認対象範囲配管説明図</p> <p>図（略） ①発電所の起動時又は停止時の短時間にしか使用しない配管</p>	<p>に、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等の環境法令に係る電気工作物に関する手続きも存在し、保安省令別表第3及び別表第4だけでなく、保安省令別表第1及び別表第2にも含まれており、当該手続きも電気事業法に基づき行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（参考資料1）</p> <p style="text-align: center;">主要寸法（例） 共通機器</p> <p>共通機器－熱交機器（たて型）～共通機器－送風機、排風機（略）</p> <p style="text-align: center;">共通機器－フィルター</p> <p>図表（略） 注1：<u>第5種管</u>に接続されるものに限る。</p> <p style="text-align: center;">原子炉本体～原子炉格納施設（略）</p> <p style="text-align: right;">（参考資料2）</p> <p style="text-align: center;">工事計画範囲（例）（略）</p> <p style="text-align: right;">別紙－1－（1）</p> <p>BWR工認対象範囲配管説明図（略）</p> <p style="text-align: right;">別紙－1－（2）</p> <p>PWR工認対象範囲配管説明図</p> <p>図（略） ①発電所の起動時の短時間にしか使用しない配管</p>

改 定 案	現 行
<p>[脱気器加熱蒸気ライン、クリーンアップライン、ポンプミニマムフローライン、復水再循環ライン、<u>復水</u>スピルオーバーライン、蒸気発生器水張りライン、脱気器再循環ライン、湿分分離器ドレン復水器排出ライン（非常用ドレンライン）、給水加熱器ドレン復水器排出ライン（非常用ドレンライン）、<u>タービンバイパスライン</u>]</p> <p>②発電所の補助設備の配管 [スチームコンバータ加熱蒸気ライン、蒸気発生器ブローダウンライン、補助蒸気ライン、補給水ライン]</p>	<p>[脱気器加熱蒸気ライン、クリーンアップライン、ポンプミニマムフローライン、復水再循環ライン、<u>腹水</u>スピルオーバーライン、蒸気発生器水張りライン、脱気器再循環ライン、湿分分離機ドレン復水器排出ライン（非常用ドレンライン）、給水加熱器ドレン復水器排出ライン（非常用ドレンライン）]</p> <p>②発電所の補助設備の配管 [スチームコンバータ加熱蒸気ライン、蒸気発生器ブローダウンライン、補助蒸気ライン、補給水ライン]</p>